

第6回教育委員会定例会会議録

令和元年6月24日（火）

場 所：教育委員会室

出席委員	教 育 長	是 松 昭 一
	教育長職務代理者	山 口 直 樹
	委 員	嵐 山 光 三 郎
	委 員	猪 熊 緑
	委 員	操 木 豊
出席職員	教 育 次 長	宮 崎 宏 一
	教 育 総 務 課 長	高 橋 昇
	教 育 施 設 担 当 課 長	古 川 拓 朗
	教 育 指 導 支 援 課 長	三 浦 利 信
	指 導 担 当 課 長	荒 西 岳 広
	生 涯 学 習 課 長	伊 形 研 一 郎
	給 食 セ ン タ 一 所 長	土 方 勇
	公 民 館 長	石 田 進
	図 書 館 長	尾 崎 清 美
	指 導 主 事	小 島 章 宏
	指 導 主 事	武 内 陽 子

国立市教育委員会

付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
報 告 事 項	1) 令和元年国立市議会第2回定例会について	
議 案 第 36 号	くにたち市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則案について	
議 案 第 37 号	第23期国立市社会教育委員の会への諮問について	
議 案 第 38 号	令和元年度国立市立学校給食センター運営審議会への諮問について	
報 告 事 項	2) 平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について	
	3) 平成30年度学校給食費決算報告について	
	4) 市教委名義使用について(6件)	
	5) 要望書について(2件)	
議 案 第 39 号	国立市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について	
議 案 第 40 号	教育委員会職員の人事異動について	

第6回教育委員会定例会会議録

令和元年6月24日（月）

場所：国立市役所 教育委員会室

国立市教育委員会

○【是松教育長】 皆さん、こんにちは。きょうは本会開催前に永見市長との総合教育会議を開催いたしました。各委員につきましては引き続きの定例教育委員会となりますが、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これから令和元年第 6 回教育委員会定例会を開催します。

ここで、教育次長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 本日、嵐山委員が体調不良により欠席しておりますので、その旨ご承知おきください。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 了解いたしました。

では、本日の会議録署名委員を山口委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【山口委員】 はい。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

それでは審議に入りますが、本日の審議案件のうち、議案第 39 号「国立市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」及び議案第 40 号「教育委員会職員の人事異動について」はいずれも人事案件でございますので秘密会としますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)



○議題（1） 教育長報告

○【是松教育長】 それでは審議に入ります。最初に教育長報告を申し上げます。

5 月 28 日火曜日の第 5 回定例教育委員会以後の教育委員会の主な事業進行状況について、ご報告を申し上げます。

5 月 31 日金曜日に、関東甲信越静岡の市町村教育委員会連合会の総会が開催されました。国立市から猪熊委員と操木委員が出席しております。

6 月 1 日土曜日には、一中の体育大会並びに三中の体育祭が行われました。

6 月 4 日に、校長会を開催いたしております。

6 月 5 日水曜日には、一小、二小、五小、八小の 6 年生が 7 日間の 2 泊 3 日の日光移動教室を実施いたしました。

また、当日はこの日より 25 日まで市議会第 2 回定例会が始まっております。なお、定例会の詳細につきましては後ほど教育次長よりご報告申し上げます。

6 月 8 日土曜日には、二中で運動会が開催されました。

6 月 10 日月曜日に、第 1 回特別支援学級の教科用図書審議会を開催いたしました。

6 月 11 日には、校長会並びに公民館運営審議会を開催しております。

6 月 12 日水曜日から 14 日まで、日光移動教室の第 2 陣として三小、四小、六小、七小の 6 年生が移動教室を行いました。

6 月 13 日木曜日、スポーツ推進委員定例会を開催いたしました。

6 月 14 日金曜日には、市議会の総務文教委員会が開催されております。

また、同日より 7 月 12 日まで中央図書館並びに公民館におきまして小学校教科用図書の見本公開の展示を行っております。

また、同日より7月4日まで第二小学校改築マスタープラン案並びに新学校給食センター整備事業方針案のパブリックコメントを行っております。

6月15日土曜日、道徳授業地区公開講座が二小で開催されました。

同日は、午後より二小の改築マスタープラン案の説明会も実施しております。

6月17日月曜日に、社会教育委員の会を開催いたしました。

6月19日水曜日には、第一小学校を市教委訪問しております。

6月20日木曜日、幼稚園、保育園、小学校の園長・校長連絡協議会を開催いたしました。

また同日、給食センターにおいては運営審議会を開催しております。

6月21日金曜日に、小学校5年生の稲作体験授業として田植え体験授業を行いました。

6月22日土曜日、四小、五小、八小の3校で道徳授業地区公開講座を開催いたしました。

また、同日、国立市役所において新学校給食センター整備事業方針案説明会を開催しております。

以上でございますが、この1カ月間におきまして学校並びに各科の授業については、大きな事件、事故、傷害等もなく、順調に推移、進捗していることをご報告申し上げます。

教育長報告は以上でございます。ご感想、ご意見等ございましたらよろしく申し上げます。

山口委員。

○【山口委員】 この1カ月、ちょうど1学期の半ばから後半戦に差しかかるところで、各学校ともさまざまな活発な学習活動が行われていると思っております。幾つか運動会、道徳授業の公開とか、ちょっと避難訓練を見させていただいたりとか、市教委訪問で第一小学校に伺わせていただいたりとかさせていただきました。個々の感想は避けますけれども、全体として公開授業等々、非常に保護者の方の関心が高く大勢いらしているなど。特に6月15日は第二小学校の道徳公開授業だった、非常に天気が嵐のような大雨のところ保護者の方はいらっしゃらないのではないかなと思ったら、非常に大勢の方が来ていただいておまして、すばらしいなと思いました。そういうことも含めて全体の学校の感想なのですけれども、各学校ともそれぞれの学校の特徴ですね。校長先生の方針を全体に浸透させながら学校として、一体として動いている。それが子どもたちにも伝わっているのだと思うので、先生との子どもとの距離感というのですかね。それが特に小学校ですけれども「近いな」というのはすごく感じてきたところであります。田植えも横から見させていただいて、そこでも同じような感想を持ちました。

1つ報告をしていただければと思うのですけれども、日光移動教室が、小学校全部行われたと思えますけれども、そこでの様子といいますか状況と、子どもたちにどんな、子どもたち自身はどういうことを体験して来たのかなということをお聞かせいただければと思います。以上です。

○【是松教育長】 それでは、日光移動教室の実施状況について武内指導主事。

○【武内指導主事】 日光移動教室には、6月5日から12日から2回に分けて2泊3日で6年生が行ってまいりました。雨が降って日光国立公園内が薄曇りのために視界があまりよくなかった、そういう日もあったのですけれども、大きなけがなく、無事に国立市まで帰ってきています。キャンプファイヤーや、ナイトハイクなどを通じて友達同士やクラスのきずながより深まってきたという報告も受けています。事前学習で学んだ日光東照宮の歴史や奥日光の豊かな自然について、実際に見たり、体験したことを通じて学習がより深いものにつながっています。学校によっては日光移動教室を通じて学んだことを後輩に伝える活動を取り入れるなど日ごろの教育活動の充実にもつながっております。以上です。

○【是松教育長】 よろしいでしょうか。

○【山口委員】 ありがとうございます。

○【是松教育長】 ほかにご意見、ご感想いかがでしょうか。猪熊委員、お願いいたします。

○【猪熊委員】 私は幼稚園・保育園・小学校園長校長連絡協議会というものに初めて参加させていただきました。園長先生方から要望とか質問とか活発に出ていて、討議なども活発にされていたのでいい会だなと思ったのですが、そこで「小学校の様子が知りたい」というところから、小学校の学校公開というのが「どの小学校も大体年に8回ぐらいやっているのですよ」ということをお伝えしていたのですが、そういった情報は全く園のほうには行っていないということだったので、そういうことが幼稚園、保育園のほうにもお知らせできるといいかなと思いました。

あと、田植えにことしも行かせていただいたのですが、結構子どもたちはどろどろ体験にびっくりしていて、楽しそうな子もいましたし、とても驚いていた子もいて、本当にいい体験だなと思いました。こういうどろどろというか、「大変な思いをしてお米ができているんだよ」ということを先生も指導されていて、よい体験だなと思いました。農業委員さんの話によると、ことしはちょっと深かったみたいなので、昨年よりもちょっと足を入れたり抜いたりするのに苦労している子も多かったみたいです。

この体験は、私は国立市に住んでいるので、4月ぐらいにJAさんの発行物が新聞の折り込みに入っていて、そこの中の、国立地区のところに「国立市の小学生を対象とした稲作体験学習会」というのが紹介されていました。教育委員会だけでなく、こういったところでも紹介されていると、JAさんの中でも、この活動を大切にしてくださっているのかなと思って、皆さんに紹介してみようと思いました。以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。ほかに。操木委員。

○【操木委員】 今の田植えの様子も私も少し見させていただきましたけれども、子どもたちがそういう体験をすることもとてもすばらしいですし、1校だけでなく、ほかの学校の子どもたちと一緒に体験ができたこと、これもいい交流の場になって後々中学校生活にもつながっていくのかなと、そんな思いを持ちました。

それから今、話が出ました幼稚園保育園小学校園長校長連絡協議会、私もすごく関心があったのですが、ちょっと行かれなくて、様子をお聞きしたのですが、前、小1スタートカリキュラムの話が出たときに、次回は今年年長さんだった担任と、1年生の担任との交流をするというお話を聞いていますので、そこでもつながっていくかなと思います。子どもを通して「あの子は一体どうなったのか」「この子は前どうだったのか」とかそんな話ができるのではないかなと思っていて、そこを期待しているところでございます。

それから運動会、中学校のを見させていただきまして、走る姿も力強く、演技の姿もとても立派ですし、選手宣誓もすごかったのですが、私が「ああ、すばらしいな」と思ったのは、例えば障害物レース、競争で裏方の子が準備をするのですよね。1つ競技をやると、持ち上げてさっと持ってきて、さっさっさとやる。ああいうところがすばらしいなと思って見させていただきました。

日光の話がちょっと出たのですが、ことしの場合、天気が悪かったのですが、もし天気がいい場合に、よく日光では切込刈込コースか戦場ヶ原コースかということで意見が分かれるのですが、もし晴れていたらどうだったのでしょうか。国立の場合にはどっちのコースが多いのでしょうか。

○【荒西指導担当課長】 切込湖刈込湖はピクニックコースとしては歩き応えがありますのでたくさんハイキングをたくさんしたい学校が選べるコースとして知られていたのですが、震災の後にコースが使えなくなりまして、それ以降国立市で切込湖刈込湖をコースに入れるということはない状況にあります。大体戦場ヶ原のあたり、赤沼のあたりを歩いていくところがハイキングコースになっていますので、今はコー

スに入れていない状況です。

○【操木委員】 私は戦場ヶ原推薦派だったので。済みません。以上です。

○【是末教育長】 ありがとうございます。ほかによろしいですか。



○議題（２） 報告事項１） 令和元年国立市議会第２回定例会について

○【是末教育長】 よろしければ報告事項１、令和元年国立市議会第２回定例会について、に移ります。
宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 「令和元年国立市議会第２回定例会について」ご報告を申し上げます。本定例会は令和元年６月５日から２１日間の会期で開催されております。初日の本会議では「公益財団法人国立文化スポーツ振興財団の経営状況について」を含む報告５件、教育費を含む令和元年度一般会計補正予算案等市長提出議案７件及び陳情４件が提出され、報告案件を除いて各常任委員会にそれぞれ付託されました。

６月７日及び１０日から１２日までの４日間は一般質問が行われました。２０名の議員が一般質問を行い、このうち１２名の議員から教育にかかわる質問がありました。

みらいのくにたち・望月議員より、中学校における標準服について。

新しい議会・石井議員より、日本語に課題のある子どもたちについて。

耕す未来@くにたち・小川議員より、国立の学校給食のこれからについて。

新しい議会・藤江議員より、小学校建てかえのマスタープランについて。

生活者ネット・古濱議員より、小中学校生活における課題について。具体的には学校での事故対策、部活動、ＬＧＢＴ、食物アレルギー等についてでございます。特別支援教室について。情緒障害等特別支援学級について。

共産党・住友議員より、第二小学校改築マスタープランについて。

社民党・藤田議員より、学校の大規模修繕について。

公明党・青木議員より、学校開放について。

緑と自由の風・関口議員より、道徳教育の教科化について。

樹木の会・石塚議員より、教育と文化スポーツ振興予算について。

自由民主党明政会・遠藤議員より、第七小学校の通学路について。第二小学校改築マスタープランについて。

こぶしの木・上村議員より、教育大綱の見直しについて。学生の自習室について。学習権宣言について。

以上の質問がありました。

６月１４日に総務文教委員会が、１７日に建設環境委員会が、１８日に福祉保健委員会が開催され、本会議からの付託案件が審査されました。

教育委員会関係では総務文化委員会で、教育費補正予算案を含む令和元年度一般会計補正予算第２号案が審査されました。また、教育委員会関係では新学校給食センター整備事業方針案について及び国立第二小学校改築マスタープラン案について報告をいたしました。

６月２５日に最終本会議の開催が予定されており、市長提出議案は全て原案可決となる見込みです。

以上、令和元年国立市議会第２回定例会の報告でございます。

○【是松教育長】 市議会報告が終わりました。ご質問・ご感想等ございますでしょうか。



○議題（３） 議案第３６号 くにたち市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則案について

○【是松教育長】 それでは、よろしければ議案第 36 号、くにたち市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則案について、を議題といたします。

伊形生涯学習課長。

○【伊形生涯学習課長】 それでは、議案第 36 号「くにたち市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則案について」ご説明させていただきます。本件は多摩障害者スポーツセンターの改修工事に伴う一時休館に関して、くにたち市民総合体育館での緊急措置として平成 31 年 3 月 27 日より国立市民で障害のある方は、工事期間中である令和元年 6 月 30 日までの間、くにたち市民総合体育館、南市民プラザトレーニング室を全額免除で利用できる特例措置として国立市スマイルカードを発行していましたが、令和元年 7 月 1 日以降も常時継続していくために規則の一部改正を提案したものでございます。

まず国立市スマイルカードとは、国立市に住み票があり、身体障害者手帳などの手帳を所持されている方、または多摩障害者スポーツセンターの利用証のいずれかをお持ちの方を対象に発行しており、先ほどご説明したとおりくにたち市民総合体育館、南市民プラザトレーニング室を全額免除で使える利用証となっております。

規則案の内容につきましては、お手数ですが後ろから 7 ページ目、A 4 横判、第 6 回教育委員会定例会資料のくにたち市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表をごらんください。下の 7 分の 2 ページ目をごらんください。こちらにまず第 4 条の第 5 号に国立市スマイルカードの申請及び承認についての規定を追加しております。また、その次の第 7 条の使用料の減額または免除では、国立市スマイルカードの免除規定を追加するとともに、その対象者の規定も追加しております。7 分の 3 の 15 条につきましては、体育館の管理を指定管理者に行わせる場合の読みかえ規定を追加しております。

最後に附則としまして、この規則は令和元年 7 月 1 日から施行すること及び改定後のくにたち市民総合体育館条例と規則の規定は、この規則の施行以後のくにたち市民総合体育館の使用について適用し、同日前の使用についてはなお従前例によるものとします。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などある方はいますでしょうか。

冒頭の説明にありましたように東京都の障害者スポーツセンターの改築期間中特別措置で行っていた障害者の方々への総合体育館の無償提供について、スポーツセンターの改築以降も制度として引き継ぎしていく内容でございます。よろしいですか。

それでは採決に入ります。皆様ご異議がないようですので可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 議案第 36 号、くにたち市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則案については可決といたします。



○議題(4) 議案第 37 号 第 23 期国立市社会教育委員の会への諮問について

○【是松教育長】 次に、議案第 37 号、第 23 期国立市社会教育委員の会への諮問について、を議題といたします。

伊形生涯学習課長。

○【伊形生涯学習課長】 それでは議案第 37 号「第 23 期国立市社会教育委員の会への諮問について」ご説明いたします。1 枚おめくりください。諮問書となります。こちら社会教育法第 17 条第 2 項の規定により、下記の件について貴会のご意見を伺いたく別紙の理由を添えて諮問いたします。

諮問事項でございます。生涯学習振興・推進計画における事業の具体的な展開方策について、になります。

1 ページおめくりください。別紙の理由等になります。理由としましては、国立市教育委員会は第 21 期社会教育委員の会より「生涯学習・振興推進計画に関わる基本施策の体系や重点施策等、そのあり方について」答申をいただき、第 22 期社会教育委員の会に対しては「生涯学習振興・推進計画について」を諮問し、国立市生涯学習振興・推進計画（以下、「計画」という。）骨子案や素案に対して意見を頂戴しました。これらを経て、計画を策定しました。

本計画は、生涯学習社会の実現に向け、市民の多様な学習や活動を支援するため生涯学習に関する施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的とし（1）学習情報の収集発信、（2）学習機会の充実、（3）学習の成果を活かせるサポートの充実、（4）施設や場の拡充、職員の専門性の確保、（5）適切な事業評価方法の検討の 5 つを基本目標に掲げ、またそれぞれの基本目標の下に計 10 個の重点施策を掲げました。

教育委員会では計画を推進していくに当たり、これらの基本目標及び重点施策に基づいた基本的な展開方策を検討していきます。今後、事務局から提示する事業案等に対し、都度ご意見をいただきたく社会教育委員の会議へ諮問いたします。

以上が諮問書となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【**山口委員**】 意見といたしますか、感じている部分なのですが、今回、委員の方が 22 期か 23 期に新しい委員の方にかわられていて、この委員の方たちへの諮問ということなのですが、諮問のベースのときは前期の委員会で作られた生涯学習振興・推進計画のところの実行、実際に行っていくことを今度は新しい委員の方たちがやっていくわけですが、そここのところの連続性といいますか、担保というのですかね、そこら辺というのはどういうふうにされていくのかなということだけちょっとお聞かせいただければ。

○【**是松教育長**】 伊形生涯学習課長。

○【**伊形生涯学習課長**】 連続性でございますが、まずは新しい委員さん自身は 3 名以外の方は新しい方となっております。10 名中 3 名が新しい方となっております。その中で初回の、今回の諮問の前にまず 1 回分、1 時間ぐらい、40 分の説明プラス質疑応答等を含めまして今回の社会教育委員の会の中で、前回までどういった経過でこの推進計画をつくってきたのかですとか、そういったところを情報共有しながら、ご質問等を受けながら 22 期と 23 期で同じ方向性に向かって施策を作っていくということで共有するというを行いました。以上です。

○【**山口委員**】 ありがとうございます。当然、されているだろうなと思いつつ質問したのですがけれども、ぜひそここのところを最初は少し時間がかかるかもしれないのですが、しっかりと。これは多分 21 期からの連続の部分もあるような気がするのですがけれども、ある実行に至るすごく大きな機会に今回はなるかなと思うので、丁寧に進めていただければと思いますし、また新しい委員の方たちのそれぞれお持ちの考え方とかもぜひいい方向で取り入れていただければいいかなと。以上、感想でございます。

○【**是松教育長**】 ほかにいかがでしょうか。それでは採決に入らせていただきます。

皆さんご異議がないようですので可決でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【**是松教育長**】 議案第 37 号、第 23 期国立市社会教育委員の会への諮問について、は可決といたします。



○議題（５） 議案第 38 号 令和元年度国立市立学校給食センター運営審議会への諮問について

○【是松教育長】 次に、議案第 38、号令和元年度国立市立学校給食センター運営審議会への諮問について、を議題といたします。

土方給食センター所長。

○【土方給食センター所長】 それでは議案第 38 号「令和元年度国立市立学校給食センター運営審議会への諮問について」ご説明いたします。

おめくりいただきまして諮問書をごらんください。今回は給食費の改定について 2 パターンの案をお示しして諮問するものでございます。

おめくりいただいて別紙をごらんください。諮問する理由が記載されております。詳細につきましてはもう 1 枚おめくりいただきまして、「学校給食費の改定（案）について」でご説明いたします。

まず 1 ページ、1 として「経過」を記載しております。現在の国立市の給食費を取り巻く状況でございますが、多摩地区 26 市では国立市を除く全ての自治体で過去 10 年以内に一度は給食費改定を行っておるところでございますが、国立市では平成 17 年以降、現在に至るまで 14 年間給食費改定を実施しておりません。単価比較ではおめくりいただきまして 2 ページの参考資料の下の表にもあるように、国立市は 26 市の中でもかなり低額であります。給食内容に関しましては、小学校の献立内容が充実していないというご意見も寄せられております。また、平成 26 年には消費税が 5% から 8% に引き上げられ、ことし 10 月には 10% に引き上げられる予定で、10% 増税時には、食材は軽減税率 8% の適用を受けることになっておりますが、少なからず影響があると思われまます。

ほかに参考資料の中ほどの表にありますように平成 17 年は、食材の消費者物価指数 C P I が 94.4 だったのに対しまして平成 29 年には 101.9 に上昇いたしており、これにより当時の質を維持できなくなってきております。さらに飲用牛乳の補助金の交付期間、平成 26 年度から 29 年度でございましたが、これも終了いたしました。またこれらに加え、給食実施基準日数をふやしたいとの要望もございます。このような種々の状況を鑑み、現行の単価設定では増税、物価上昇、基準日数増加等の資質増加要因に対応できず、質の低下は否めないところでございます。また、文部科学省より、昨年 8 月に改正された学校給食設置基準の値が改正前の基準より、より高い水準に設定されたため、国立市におけるエネルギーや各栄養素の現在の値が学校給食摂取基準の基準値を確保できなくなってきており、給食本来の意義を満たせなくなる恐れがございます。

次に 1 ページにお戻りいただき、「2. 給食費改定案」をごらんください。現在、2 パターンを考察しております。1 つは、平成 17 年からの上昇分を補完する改定案 A。もう 1 つは平成 26 年からの上昇分を補完する改定案 B でございます。パターン A は 5% から 8% の消費増税分を含む平成 17 年から平成 29 年の物価上昇分と、小学校 5 日、中学校 3 日の基準日数増加分を勘案し、ごらんのような表の日額、月額となり、月額上げ幅は 350 円から 450 円となっております。一方パターン B は、平成 26 年から平成 29 年の物価上昇分とこの間にあった牛乳補助金がなくなったこと及び、小学校 5 日、中学校 3 日の基準日数増加分を考慮し、表中の改定後パターン B のように月額上げ幅が 250 円から 300 円となる案でございます。右側にイメージをつけておりますが、改定の目的は平成 17 年当時、または平成 26 年当時の質の維持であり、品数が必ずしもふえるわけではございません。

最後のページは、改定までのスケジュール案でございます。運審への諮問、教育委員会への答申報告、規則改正や広報などがございます。

以上の内容で、給食の質を維持するためにパターンAまたはパターンBのどちらかでの給食費改定案を次期の運営審議会にお示しする形で諮問いたしたいと考えております。

ご説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問・ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 わかりにくいのですが、パターンAとパターンBの違いで、パターンAのほうが上げ幅が大きいわけですが、平成17年からの上昇分と平成26年。ということはパターンAだと平成17年レベルに戻るという考え方で、Bだと平成26年レベルになって、26年レベルのほうが少し前よりも落ちてしまっているという理解でよろしいのでしょうか。

○【土方給食センター所長】 あくまでも平成17年と平成26年、物価の上昇分もございます。あと消費税の分もありますので、質の担保という部分では向上は当然しないのですが、平成17年の質にするか平成26年にするかと考えると、平成17年のほうが質は高かったということになります。

○【是松教育長】 よろしいですか。

○【山口委員】 はい。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。山口委員。

○【山口委員】 もう1つ。上げざるを得ないのだらうなという感触を持つのですが、別紙の理由のところを読んでみて違和感を持った部分があったのですが、一番給食費を上げざるを得ないのは最後の4行に書いてあることではないかと思うのです。物価上昇とかいろいろな基準日の日数を増加する理由において、現状というか平成17年か26年か、それを維持するためには上げざるを得ないというのが一番の理由であって、その補足説明として今まで上げていないとか、他との比較が出てくるのかなと思うのですが、この理由書、最初に「全然上げていませんよ」から理由書が始まってしまうとちょっと違和感を持ったのです。その辺はどうなのですか。私の感覚だけですかね。

○【土方給食センター所長】 今、ご説明の中で、最後にちょっとお話をさせていただいたのですが、山口委員がおっしゃったように今回はさまざまな要因により給食の質が維持できなくなっているというのが当然改定の要因でございますので、これについて前段に書いた「上げてない」という部分よりは、こちらの要因でほかに通る余地はないと考えているところでございます。

○【宮崎教育次長】 ここで給食費の改定をお願いする理由を明確に示すに当たって、そもそもの理由をぼんっと言ってから現状を説明するというやり方も文章の型としてはあるのですが、このコンパクトな中におさめるに当たっては、1つは、まずこういった状況がございましたということを先に言わせていただいて、ご指摘いただいたように後段の4行等の理由においてここで質の維持を図るために上げざるを得ないと、そういったような文章構成にしているところでございますので、そこはご理解をいただければと思います。やはり物価上昇、あるいは消費税の増税がある中で、一定の栄養価は維持していかざるを得ない。そうすると例えば食材についても選択の幅が非常に狭くなっていくわけですね。そうすると献立の内容もある程度限られてくる。ですから一時期言われたのは、議会の中で一般質問だったのですか、済みません、委員会かははっきりしないのですが、給食が見た目寂しく、非常に暗い色の給食だみたいな指摘があったりもしたのです。そういった中で、ある程度子どもたちが楽しくおいしく食べられるというところを意識すると、現実的には過去から清算されない範囲の若干の余裕金というか、そういったものが従来は結構ありました。そこを取り崩しながら現在まで引っ張ってきたと。その取り崩してきた金額についてもほぼ底をつくのが目に見えている状況になっている現状と、今後の消費税のタイミングのことも考え

れば、次の4月に向けては改定をせざるを得ないのかなと。そういった具体的な検討を昨年度、これまでで間でしっかり行ってきた中で、一定程度は上げざるを得ないだろうという判断に至ったので、ここで諮問させていただくために本日提案したというところが、ここ本当に2年、3年かけて検討してきた中身でございませぬ。以上です。

○【猪熊委員】 感想なのですが、私たちも今、市教委訪問等に行くと給食を食べますので、この現行給食というのはイメージできるというか見ているのですが、平成17年のころの場合とか、26年のころの場合というのが改めてこの写真で、メニューも書いていただくと見ると、やっぱり「ああ、そうなんだな」という今との違いがよくわかるなということを感じました。現行給食で、私もいつもトレーの向こう側の部分はお箸とかフォークの場所じゃないなといつも思いながらいただいていたので、きょう改めてこの資料を見させていただいて「ああ、違っているな」ということを認識させていただきました。済みませぬ、感想です。

○【是松教育長】 私ものほうも1点言わせていただきますと、今の山口委員のお考え、最もかなとちょっと思います、確かに。というのは、この理由書の文章が3つの段落に分かれております。山口委員がおっしゃるには今回の給食費改定の主な理由は3段落目だろうというご意見です。まさにそのとおりで、先ほど教育次長からも説明がありましたように、1段落目、2段落目は給食費の額の現状をただ述べているだけでありまして、それ自体がすぐ改定に結びつくものではないわけですが。したがって1段落目、2段落目を結ぶ接続詞が「また」となっているのです、1段落目、2段落目も3段落目も同じような理由を述べているように捉えてしまうということではないのかなと思います。「また」を「こうした中、物価上昇や給食費準備等々の理由から質の維持が困難になっている」というような書き方をすれば誤解が生じないのではないかなと思いますので、その「また」の接続詞がどうしても1段落目、2段落目と同等の全て3つの理由からと取られがちなので、2つの状況がある中で3段落目の状況が生じているということを説明したほうがいいのかと思うので、できたら「また」の接続詞をちょっと変えていただいたらどうかという気がしました。

では、教育次長。

○【宮崎教育次長】 わかりました。ただいまのご指摘を踏まえて、「また」を「こうした中」に変えた上でそこも段落を変えて、3段落構成にさせていただいて、その内容において修正をさせていただければと思います。

○【是松教育長】 ということでよろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。先ほどのような必要な修正を加えるということを前提に、皆様、ご異議がないということで、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 では議案第38号、令和元年度国立市立学校給食センター運営審議会への諮問についてを可決いたします。



○議題(6) 報告事項2) 平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について

○【是松教育長】 次に、報告事項2、平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、に移ります。

荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 それでは、報告事項2「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について」ご報告をいたします。

主な内容として、例年同様に暴力行為、いじめ、不登校の3点について概要を説明いたします。

1点目、暴力行為についてです。資料1枚目をごらんください。平成30年度の暴力行為の総数は小学校が11件、中学校が8件でした。内訳としては全て生徒間暴力となっております。具体的な内容は記載のとおりとなっております。

続きまして、資料1枚目の裏、いじめについてです。(1)平成30年度の発生件数は小学校が1,112件、中学校が114件でした。ご案内のとおり、いじめの認知のあり方については国や都の指導もあり、平成29年度に軽微ないじめも含めた法令上に定められたいじめの定義にあるものを確実に認知していくことの周知・徹底を図っております。平成30年度についても年度当初からリーフレットなどを用いて啓発を図ってまいりましたので、認知の精度は維持できているものと考えております。(2)の学年別の認知件数は、軽微ないじめを認知していることもあり、特に小学校低・中学年の認知件数が多い状況となっております。(3)の主な対応については、件数としては冷やかしかからかい、悪口、嫌なことを言われるといったところが最も多くなっております。いじめの重大事態は、いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされた件が3件ございました。内容についてはこれまでご報告してきたとおりでございます。いじめの対応については、組織的な対応が確実になされるように今、周知・徹底を図っております。10月にはいじめ問題対策委員会の協力を得て、管理職を対象とした研修を実施する予定ですので、有意義な会になるよう準備を進めてまいります。

資料の2枚目をごらんください。不登校についてです。(1)不登校児童生徒数については、平成30年度小学校が28名、中学校が68名となっております。中学校については平成27年度から増加傾向が継続している状況です。(2)出現率については小学校が0.9%、中学校が5.2%です。平成29年度の東京都の平均と比べても高い状況となっております。(4)は指導の結果の状況です。小学校では14名、中学校では18名が学校復帰しているという状況です。不登校児童生徒の対応については、まずは迎えに行けば登校できる児童生徒や、登校はできるが教室に入れない児童生徒に対応するために、家庭と子どもの支援員の活動時間をふやしております。また適応指導教室の充実のために小学校の適応指導教室に副室長を置き、2学期からは午後も開催できるように準備を進めているところです。令和元年度は特に早期対応に力を入れて取り組んでいきたいと考えております。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

操木委員。

○【操木委員】 まずこれ多分つくったグラフに色がついていて見やすいと思うのですが、小学校と中学校の、見ればわかるのでしょうかけれども、こういう色の印刷を想定してつくったほうがいいのではないかなと思いました。実線と点線とか。

○【荒西指導担当課長】 これ、カラー印刷だったので。申しわけございません。次、資料を工夫したいと思います。

○【操木委員】 いじめのことを今、おっしゃったように軽微なものを入れるということで数がふえたという説明があったので、安心しました。それだけ、単に数だけ追っていくと大変なことになるのですけれども、そういった見方をしてより細かな子どもたちの発見につながっていったのかなと思いましたので、それを聞いて安心しました。それから、不登校の指導の結果登校できるようになった児童生徒の数が14と

か18とか、やっぱり指導の大切さということがこの数字にあらわれていますので、引き続き適応指導教室のほうで対応をお願いしたいなと思います。ありがとうございます。

○【教育長】 ほかにいかがでしょうか。猪熊委員。

○【猪熊委員】 いじめのところなのですが、今、操木委員もおっしゃっていたのですが、軽微ないじめが入ったので件数がふえたということ、昨年もこの資料をいただいたときうかがいました。その昨年よりもまたことしはちょっとふえているので、昨年認知方法が変わったところで学校では対応策とか何か変えたのかなというところをちょっとお伺いしたいなと思ったのですけれども。

○【荒西指導担当課長】 平成29年度以降については、軽微なものであっても「こういうことがありました」ということについては報告をするという形が各学校進んできていると考えております。方法についてもいじめの対策委員会のメンバーに、ひとまずは相談するという形を取っていますので、できるだけ軽微ないじめのものについてはすばやく報告ができるような体制というのは各学校整えております。これは膨大な件数ですので、これを本当に工夫していかないとこの対応だけに追われてしまうという形になっておりますので、そこはしっかりと対応できるように学校が工夫しております。

○【是松教育長】 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。山口委員。

○【山口委員】 いじめに関しては件数がすごく多くなっている部分があるのですが、細かく見ていくと、学年によっての差が結構あったりとか、小学校もことしを見ると低学年がふえてきて、高学年はそれに比べると減っているというか少ない状況。中学生になると学年によって全然発生件数が違っているというのもあるのでそこら辺が学年というか、クラスの特徴であるとか、さまざまな細かく見ていくとあるのかなという気もするので、今度は次の段階としてはそこら辺の特徴ですよね、各学校、学校によっても違うと思いますし、細かな状況のところの対応、参考にされているとは思いますが、と思います。それから、内容的なことで、9つぐらい書いてあるのですけれども、どちらかというところの3つところが冷やかし、からかいとか仲間外れとか遊ぶふりをして叩かれたとかというそういうような部分で、ちょっとしたところの行き違いと言ったらあれなのですけれども、感じ方の部分ですけれども、大切に見なければいけない部分ですけれども、そこら辺のところの件数がやっぱり多いのだなと。下のほう、金品をたかられるとかゼロでいいのですけれども、壊されたりとか、さまざまな部分のところはそんなに件数も多くなっていないのですけれども、逆に上が多いことによって下があまり隠れたりしないように個別のところまで細かく子どもたちの様子をぜひ見ていただければと思います。

それから不登校に関しては、やっぱり全体で数が多いなというのがすごく印象として持ってしまう部分があるので、この場合、適応指導教室があって今度小学校を少し手厚くしていくという部分もあるし、家庭と子どもの支援員がフルで担当されているような気もするのですけれども、多いという部分というのはどういうふうに捉えていくか、いろいろなことがあるのかな。これは後でちょっと意見を聞かせてもらえれば。私自身の感想とすると、これは感想なので実態としてわからないのですけれども、不登校に対する「絶対学校に行かなきゃいけないものだ、行くものだ」ということの圧というか、親に対しても子どもに対しても。そのことが逆効果になることも当然あるのですけれども、もう一方では、そうではなくていろいろな状態があるのではないかなと。最近よく聞くのはフリースクール的なところであったりとか、そこまではこちらが把握できるケース、できないケースがあると思うのですが、いろいろな場が逆にできてしまっていることはたくさんあるかなと思うので、そういうこともこの出現の数と関連しているのかどうかわからないですけど、今後そこら辺も含めて社会全体の変化みたいなことの考えもあるのかなと。そうなったときには、その次に学校に来られていない子たち、もちろん来ている子たちに対しても1人1

人細かく見ていくことが必要ですけど、来られてない子たち、いろいろなパターンがあるわけですけども、ここの指導によって来られるようになったりとか、保健室登校レベルまでになったとかさまざまあると思う。そうじゃない、そこに入っていない子たちの状況がどうなのかみたいなことをどうやって見ていったらいいのか、どういうふうにかかわっていったらいいのか結構課題になるのかなということは今、感じているところです。ちょっと幾つかのことを言って申しわけないんですけど、全般的な状況とか考えられていることと把握されていることがあれば教えていただければと思います。

○【荒西指導担当課長】 委員ご指摘のとおり、不登校に対する考え方はここ数年で変わってきておりまして、これまでは不登校であること自体問題行動というような形で認識をされていて、とにかく不登校の数を減らすためにはどうすればいいか、そういう議論がかなりなされてきたことがありました。ただ、教育機会確保法などの議論の中でもやはり不登校については多様な背景・要因があった後の結果としてそういった状況になっているのだということだから、一概に問題行動として判断してはならないと。むしろ登校復帰というのはもちろんのだけれども、それに加えて、もしこれがかなわないのであれば社会的な自立に向けた支援をしっかりと充実させることで、引きこもり等にならないような支援をしていくべきと、そういった議論がなされてきたということが背景にあると思います。

実際に不登校数を何が何でも減らしていこうというところに労力を使うよりかは、まずは不登校の入り口に立っている、先ほどお話にあったような保健室登校であるとか、迎えに行けば来られるだとか、少し手を加えるだけでそういった状況をクリアできるようなお子さんに対する支援を充実させるということが今、本市の教育委員会の事務局のところで考えている対応になります。そのほか実際に不登校状況にあるお子さんについては全て登校復帰ということを目的に対応していくことではなくて、そういった状況にある子はもちろん登校復帰目指していきますけれども、場合によっては社会的自立という観点からその子のペースに合ったアプローチをしていくことも必要だと認識しておりますので、多様なニーズにどういうふうに適応指導教室が対応できるかということを今後考えていかなければならない、手の打ちどころかなど考えているところです。以上です。

○【山口委員】 国立の市内で適応指導教室が非常に大きな役割を果たしているのはわかって強化しているんですけど、今現在の中小生対象のさくらを見ても、なかなか非常に狭い環境の中でやっている部分もある限界性というのですかね、これは感じてしまう。これは何年かしたら環境が変わるとお聞きしているのですけれども、何かそこら辺のところでない、あそこも行きにくいという声も確かに出ていたろうなと思うのでね、正直言って。ちょっと少ない人数でほっとしたいなと思って行っても、そこにも10人以上いたらいっぱいみたいな感じもありますから、何かどうしていったらいいかすぐアイデアがあるわけではないのですけれども、そこら辺のところも含めた全体的な施策の問題にはなってくるだろうと思うのですけれども、考えていかなければいけないことだなと、今のお話を伺いながら。あと、適応指導教室以外にも、その子にとって今自立に向けたということだったのですけれども、どういう場所とどういう状況があるかというのは、教育委員会だけで考えることではなくて、子ども家庭部も含めてのところになってくる、あと福祉のセクションも含めてのところになってくるだろうと思うのですけれども、そことの連携の中で考えていく必要があるのかなということをおもいました。以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。操木委員。

○【操木委員】 このタイトルは「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題」と一くくりになっていて、これは国立市だけのまとめ方ではなくて国や都のまとめ方になっているので。でも、本来は生徒指導の暴力行為やいじめというのは大変な問題なのだけれども、不登校というのは現状ですか、本当は

分けていくというふうに思いたいし思っているし、またそういうような対応を今、お話を聞いていて、そういう受けとめ方をしてくださっていることでよかったなと思いました。本当不登校は問題ではなくて、悩んでいる、そういうことで対応していく、その現状を知るための資料ということで、理解をここでまた再確認できてよかったなと思って、ありがとうございます。

○【是松教育長】 山口委員が言われた質問、最もなのですけれども、荒西指導担当課長からも説明がありました、学校復帰というか登校復帰だけが唯一の不登校対応ではないということでさまざまな対応が今、されている中で、学校には登校できないという子どもの数が現状としてこれだけ出てきているという話なのですけれども、私もそうなのだろうなと思うのですが、それにしては東京都全体ではそういう傾向がまだ見られないというのが、果たしてこれはどういうことなのだろうなと思うのですね。1つには、国立市はそういう柔軟な対応をしているけど、まだほかの地区は何が何でも学校へ連れ戻すということで頑張っている、そういう傾向になっているのか、ということも考えられるわけですが、そこははっきりしません。おっしゃるとおり、学校復帰のみが不登校対応の選択肢ではないということで、フリースクールであるとか、適応指導教室であるとか、とにかく家庭に引きこもっていないで本人なりに自宅でしっかり学習して塾とかも通っているとかそういう状況があるとかいう実態も、やっぱり今後は出現した不登校の子ども1人1人がどういう状況なのかというのはもっとうちとしても追跡していかなければいけないことなのだろうと思います。その上で本当に家庭に引きこもってしまって社会に就職できない子についてどう対応していくかということもあるのかなと思いますし、学校もさまざまな選択肢があるし、それぞれ各家庭や子どもにおいて考えているだろうと放り出さないで、最後の最後までやはり在校している以上はケアや支援やつながりを持っていくということをしなさいといけない。そこがちょっと薄くなってしまふとどんどんふえてくるのかなと思いますので。新たな対応の状況になっているということの中で、さらにその対応をどう深めていくのかということとは大きな課題かなと思っていますので、その点は引き続いて学校と協力しながらやっていきたいと思う次第です。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですかね。山口委員。

○【山口委員】 暴力行為のところ。これは表を見ると小学校だけがおとしですか、平成29年が特別ば一んと飛び抜けて多くなって、またことし減っている。多分去年お聞きしたところで特定のケースによって数がふえたとお聞きしたので、ここは個別の状況がどうかというのをしっかり見て、繰り返し起きたのであれば。そのことが次のいじめの問題とか不登校にも、1人1人の子ども、それぞれの子どもの状況を把握していくことがすごく大切と、今、教育長が言われたことだと思うのですけれども。それが逆に暴力行為のところでも出てきているのかなと感じた部分であります。

あとは、学校に行ったら楽しいよではないけど、安心して来たい場所なのだよと、来方もいろいろあるよと、保健室登校も含めて。いろいろなこととして学校がそういう存在だということのを常に発信していくことが大切なのだろうと今、教育長が言われたことを聞きながら思った部分ではあるのです。そうするとあるタイミングでまた子どもが、今の自分にとって前は安心する場所ではなかったのだけれども、1年半たって今だと安心する場所になってきたのだ、変わってきたのだということも含めて周りも違って見えるようになったのだみたいな、子ども自身の成長とともに歩むということが必要なかなとお話を聞いていて思ったものですから、発言させていただきました。

○【是松教育長】 それでは、皆さんご意見をいただきましたので次に移らせてもらいます。



○【是松教育長】 報告事項3、平成30年度学校給食費決算報告についてに移ります。

土方給食センター所長。

○【土方給食センター所長】 それでは「平成30年度学校給食費決算」につきましてご報告させていただきます。まず1ページでございます。収入の部ですが、給食費は調定額2億2,183万7,832円に対し収入額は2億1,157万4,179円、未収入額は947万5,525円で、収納率といたしましては95.37%でございます。なお、不納欠損額につきましては78万8,128円でございます。給食費の内訳ですが、平成30年度の現年度給食費といたしましては、調定額が2億1,262万4,134円に対して収入額は2億1,058万3,932円で、未収入額は204万202円で収納率は99.04%でございます。平成29年度以前の過年度給食費といたしましては、調定額が921万3,698円に対し不納欠損額が78万8,128円、収入額が99万247円、未収入額が743万5,323円で収納率につきましては10.75%でございます。前年度繰越金が834万7,287円、最後の雑入が預金利子、廃油売却収入で7万7,406円となります。収入額の合計といたしましては2億1,999万8,872円でございます。下段の左の支出ですが、主食購入代といたしまして3,164万2,173円、副食購入代といたしまして1億2,918万2,500円、牛乳購入代といたしまして4,378万5,634円、調味料購入代といたしまして871万7,871円で合計額が2億1,332万8,178円でございます。右側の表でございますが、収入合計から支出合計を差し引いた残額は667万694円となりますが、この残額を令和元年度に繰り越すものでございます。

続きまして2ページですが、2ページ以降につきましては、1ページでご説明いたしました内容の補足資料となっております。2ページ、3ページにつきましては1ページで説明した現年度給食費の収入における調定額、収入額、未収入額、支出額等をそれぞれ小学校・中学校別、月別で示しております。2ページが小学校で、3ページが中学校でございます。さらに喫食者数を添えております。

続きまして4ページでございます。4ページにつきましては1ページでご説明いたしました物資購入代の支出に係る小学校における月別の内訳を示したもので、さらに主食と副食について細分化しております。小学校における物資代金につきましては下から3行目の一番右の欄、1億4,465万5,861円でございます。

続きまして5ページでございます。5ページは同様に中学校における物資代金の月別の内訳を示しております。中学校における物資代金につきましては下から2行目の一番右、6,867万2,317円で、小中学校合計ですとその下の2億1,332万8,178円でございます。

続きまして6ページでございます。6ページは1ページで説明いたしました過年度給食費の収入と不納欠損額の対象年度等を示したもので、不納欠損につきましては収入がなく、10年を超えたものは表上、平成20年度分の64万7,266円が該当しさらに、市外転出後5年を超えた21年度から25年度を加えました78万8,128円ということになります。収入合計内訳といたしましては、小学校分は60万8,311円で、中学校が38万1,936円、収納率といたしましては10.75%でございます。

続きまして7ページでございますが、不納欠損処分についてご説明した文書となります。この資料にありますように、平成20年度から平成29年度までの給食費の未納額につきましては260件、822万3,451円でございます。これまでも文書や電話による催告、個別徴収などを行っておりますが、連絡が取れないなど徴収自体が困難な状況にあります。これらの給食費の未納者に対しましては、平成2年の国立市立学校給食センター運営審議会の審議の結果をいただきまして、納入がなく10年を超えたもの及び5年を超えて市外に転出したものについては不納欠損処分を行うことで確認させております。この確認に基づきまして24件、78万8,128円を不納欠損処分したということでございます。

続きまして8ページでございます。8ページは今、お話ししました過年度給食費の未納額を小中学校及

び年度別に示したもので、上段が人数で下段が金額でございます。

続きまして9ページでございますが、9ページは不納欠損の対象者ということで、左側の表が10年を経過したもの、右側が5年経過で市外に転出した者の一覧です。10年経過者は18名、5年経過で市外に転出した者は3名となっております。なお、名前につきましては英字で置き換えておりまして、同英字のハイフン1、2とありますのはきょうだい等の関係を示しているものであります。

続きまして10ページです。10ページは1ページで説明いたしました平成30年度給食費未納額内訳で小中学校ごとの世帯数、人数、月数、未納額に整理したものでございます。73世帯80名501月相当分の204万242円が未納額でございます。

続きまして11ページでございます。11ページはそれぞれの項目における前年度との比較の資料となります。まず調定ですが、合計額が29年度と比べ596万6,217円減の2億3,026万2,525円でございます。収入ですが合計は29年度と比べ624万171円減の2億1,999万8,872円でございます。なお、現年度給食費収納率といたしましては99.04%で、平成29年度より0.19%減少いたしました。過年度給食費収納率といたしましては10.75%で、平成29年度より3.65%上昇いたしました。未収入ですが合計額が平成29年度と比べ26万1,827円増の947万5,525円でございます。

次に支出でございますが、平成29年度と比べ456万3,578円減の2億1,332万8,178円でございます。

次に合計でございますが、差引残高といたしましては、平成29年度より167万6,593円減の667万694円でございます。

次のページにつきましては、6月17日に行っていただきました監査報告書を添付しております。

ご報告については以上でございます。

○【**是松教育長**】 報告が終わりました。ご意見、ご感想等ございますでしょうか。

○【**操木委員**】 感想ということで、先ほど給食費の値上げの話があったのですが、一方で未収入のところがあって、本当にご苦労さまです。少しでも減っていけばいいなと思う。ただ感想だけで何もご助言できなくて済みませんけれども、ご苦労さまですと思いました。

○【**是松教育長**】 ほかにいかがでしょうか。

操木委員からありましたように、大体給食費の引き上げの議論が始まると、一番注目が行くのは未収入の部分なのでですね。過年度分全部合わせると約900万ぐらいですか。それに対して恐らく今回引き上げを想定して収入が見込めるのが1,500万ぐらい年間で。そのくらいかな。そうするとそれを相殺するとかなり、相殺できればもっと少なくてもいいじゃないかという議論になる。これ必然的に起きるのですが、実態としてなかなか未納の給食費の徴収というのは難しいと思います。今年度は過年度給食費の徴収率が少し上がった。昨年に加えて過年度給食費の徴収をかなり頑張っていたのですが、一方で現年度がふえてしまつて。本当に未納分の徴収の難しさというのがあるわけです。そうは言っても多分給食費引き上げと同時にさらなる未納対策も求められていくと思いますので、その点はまた給食センターといろいろ工夫をしながら取り組んでいただきたいと思いますようお願い申し上げます。

ほかにいかがでしょうか。



○議題(8) 報告事項4) 市教委名義使用について(6件)

○【**是松教育長**】 それでは、次に移ります。報告事項4、市教委名義使用について。

伊形生涯学習課長。

○【**伊形生涯学習課長**】 では、令和元年5月分の教育委員会後援等名義使用についてとなります。お手

元の済みません、差しかえをさせていただきました資料のとおり承認は6件でございます。

まず公益社団法人立川青年会議所が主催の「第4回わんぱく相撲国立場所～自分を信じて～」です。相撲通じて児童の心身の鍛錬と健康の増進を目的に未就学児から小学6年生を対象にトーナメント方式で相撲大会を行うもので参加費は無料です。

2番目は、特定非営利活動法人学凛社教育研究所が主催の「スクールバンクフェスタ2019」です。地域の教育環境の改善を務めることを目的に多摩地区の児童生徒及びその保護者を対象とした受験相談会を行うもので参加費は無料です。

3番目は、NPO法人くにたち農園の会が主催の「畑のクラフト～五感でまなぶ衣食住～」です。日常の中で物を大切に作る心を育てることを目的に畑の収穫体験や調理、綿紡ぎ体験などを行うもので、参加費は1回1,000円です。

4番目も同じくNPO法人くにたち農園の会が主催の「はたけんぼ放課後クラブニコニコデイキャンプ（親子体験会）」です。収穫の喜びや食べることの大切さ、ありがたさを家族と分かち合い、また子どもの自己肯定感を育てることなどを目的に、植え付け体験やたき火調理を行うもので、参加費は500円です。

5番目は、憲法と私たち連続講座実行委員会が主催の「学習集会その53『憲法前文と99条を学びましょう』」です。市民の方々と日本国憲法を学ぶことを目的とする連続講座の53回目。今回は「憲法前文と99条を学びましょう」をテーマに学習するもので、参加費は賃料代500円です。

最後は、MOA美術館が主催の「MOA美術館国立児童作品展」です。子どもの健全なる成長を願い社会教育並びに情操教育の一端を担うことを目的に市内小学生の絵画展示や表彰式を行うもので、参加費は無料となっております。

以上6件につきまして事務局で審議をし、妥当と判断し名義使用の承認をいたしましたのでご報告いたします。

以上、市教委名義の報告となります。よろしくお願ひいたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。ないようですので次に移ります。



○議題（9） 報告事項5） 要望書について（2件）

○【是松教育長】 報告事項5、要望書について。

高橋教育総務課長。

○【高橋教育総務課長】 要望は2件です。「子どもたちが主権者の社会科教育を求める会」より『小学校指導要領解説社会科編』62ページ・102ページ・105ページ通りの政治的中立性に違反し、児童の発達段階に考慮しない鳴門教育大学附属小学校のような授業をしないよう、国立市立小学校の（副）校長を含む教職員にお伝えいただきたい要望書を。市民の方より中学校プールの温水シャワーについての要望書をいただいております。

以上となります。

○【是松教育長】 要望は2件でございます。まず1件目について事務局より説明はございますか。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは1件目の要望書について補足説明します。要望の主旨といたしましては、大きく3点あったかと思ひます。

1点目は、平成29年8月の国立市教育委員会定例会議での要望書に対する教育長の発言及び発言内容に

賛成の市民がいることを国立市立小中学校の教職員に伝えること。できれば文科省、都教委等に意見書を出していただきたいこと。

2点目は、小学校、中学校で自衛隊のことを教えるときは、要望書記載の内容についても言及していただきたいこと。

3点目は、国立教育政策研究所教育課程研究指定校事業研究協議会での授業をまねしないようにすること。

この件についての担当科の見解ですが、まず教育長の発言内容等については、主旨を踏まえた学習指導のあり方について校長会等の機会に周知しており、要望として書かれていることを改めて周知する必要はないと考えております。また文部科学省や東京都教育委員会への意見書の提出も考えておりません。次に、小学校、中学校の自衛隊のことを扱う授業についてですが、新しい学習指導要領での教科書採択がまだです。実際の授業場面でどのような扱いになるのかは不確定なところが多いですが、通常の学習内容に加えて要望いただいているような内容を言及することは時間的に難しいと考えております。最後に、国立教育政策研究所教育課程研究指定校事業研究協議会での授業については、一定の目的を持って研究を進めた研究指定校での実践ですので、その内容が直ちに国立市立学校の授業に影響するとは考えておりません。

説明は以上になります。

○【**是松教育長**】 事務局の説明がございました。ご質問、ご意見等ございますか。おおむね事務局の説明内容でよろしいのではないかと思います。

それでは、続きまして2件目について、これも事務局より説明がありましたら、お願いします。

高橋教育総務課長。

○【**高橋教育総務課長**】 2件目につきまして、中学校プールの温水シャワー設置につきましては例年PTAからもご要望いただいております。一方で、限られた予算の中で学校施設の改修や修繕を行っていく中で、担当課といたしましては、まずは子どもたちの安全に直結する校舎非構造部材の耐震改修や熱中症対策としての屋内運動場空調設備工事を行う必要があると考えております。並行して教育環境の改善も行っておりますけれども、現在トイレの洋式化に力を入れているところであり、中学校プールの温水シャワー設置につきましては、市としては必要性を認識しているところでございますけれども、そのようなその他の事業の兼ね合いも含め今後とも課題として考え、実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。さまざまな整備していかなければいけない項目を抱えておりますが、その中で緊急性や児童生徒の安全にかかわる問題や恒常的な、日常的な学習環境向上ということでのプライオリティをどう見ていくかということになります。どうしてもプール温水シャワーとなりますとプールの限られたシーズンで限られた時間、しかもあつという間のシャワーのほんの数秒、数分の改善ということになるので、どうしてもプライオリティがなかなか高くなっていかないという形での状況だということの説明だったと思います。

よろしいでしょうか。なければ秘密会以外の審議案件は全て終了いたしました。ここで次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようになりますでしょうか。

宮崎教育次長。

○【**宮崎教育次長**】 次回の予定でございますが、7月23日火曜日午後2時から、こちら教育委員室を会場として予定してございます。

○【是松教育長】 では、次回は7月23日火曜日午後2時から、会場は教育委員室といたします。

傍聴の皆様、総合教育会議に引き続いてどうもご出席いただきましてありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後4時22分閉会